

年金受給者のみなさまへ

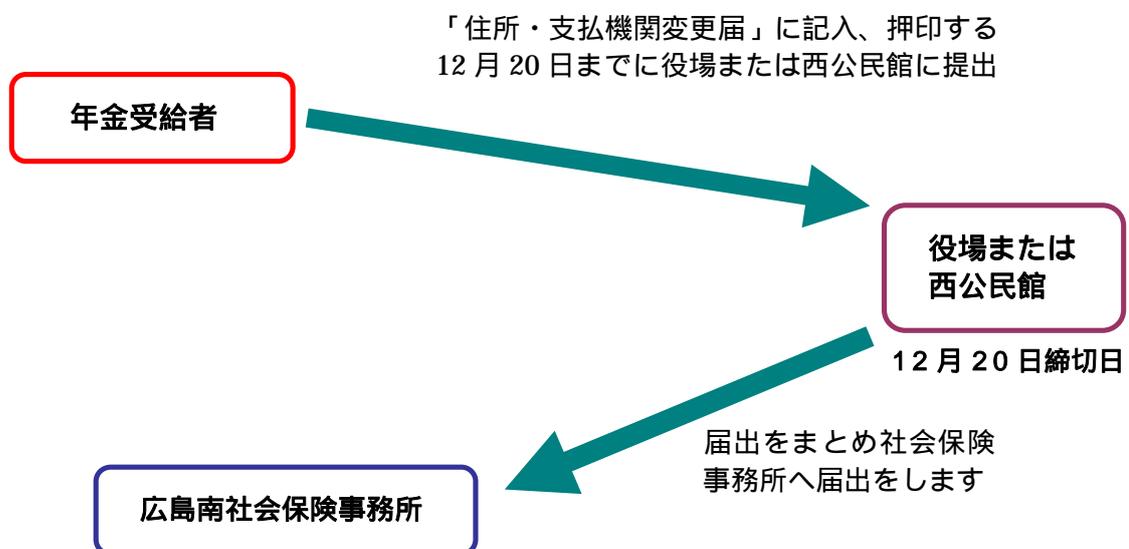
このたび、住居表示を実施することにより、年金受給者の住所の変更手続きが必要となります。

お手数ですが下記のとおり、必要な手続きをしていただきますようよろしくお願いいたします。

* 国民年金・厚生年金を受給されている方（12月20日までに）

同封又は、役場・西出張所（西公民館）にある「住所・支払機関変更届」に必要事項を記入、押印する。（裏面に記入例参考）

12月20日までに役場または西出張所（西公民館）に提出する。
上記期日までに提出されたものについては、役場がまとめて広島南社会保険事務所へ届出を行います。



（締切日以降は、所定のハガキ（役場住民課・西出張所窓口に在り）により、個人で直接、広島南社会保険事務所へ郵送で届出を行なっていただくこととなります。）

お問合せ先

広島南社会保険事務所 | 082-253-7710

* 国民年金及び厚生年金以外の年金（共済年金等）を受給されている方 手続き先：各関係機関又は共済組合の事務所

それぞれの機関により対応が異なりますので、各自が、電話でお問い合わせください。